

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

耐用年数の経過に伴い、既存の市営住宅の一部廃止を行う。

第2 改正の内容

志文団地の一部廃止及び美流渡栄団地の廃止に伴い、別表第1を改正する。

○志文団地 昭和47年度 7棟（2DK21戸・3DK7戸）平屋建

昭和48年度 3棟（2DK9戸・3DK3戸）平屋建

入居者の退去

平成30年5月25日までに完了

解体工事期間

令和2年3月27日から令和2年9月30日まで

完了検査

令和2年10月9日

○美流渡栄団地 昭和51年度 1棟（3DK2戸）平屋建

入居者の退去

平成31年4月30日までに完了

解体工事期間

令和2年7月16日から令和2年10月23日まで

完了検査

令和2年10月28日

○美流渡栄団地 昭和53年度 1棟（3DK4戸）平屋建

入居者の退去

平成31年4月30日完了

合 計 12棟 46戸

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第 2 号

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市営住宅管理条例施行規則（平成 9 年規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

昭和 4 7 年度志文の項、昭和 4 8 年度志文の項、昭和 5 1 年度美流渡栄の項及び昭和 5 3 年度美流渡栄の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。